

「令和6年度千葉県国際教育交流推進事業（台湾派遣）」業務委託 企画提案募集要領

1 業務委託名

「令和6年度千葉県国際教育交流推進事業（台湾派遣）」業務委託

2 業務委託期間

契約締結の日から令和7年1月31日（金）まで

3 業務委託内容

「令和6年度千葉県国際教育交流推進事業（台湾派遣）業務委託企画提案仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。

4 委託料の上限額

3,351千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 業務の実施方法

企画提案を募り、審査・選考を経て1企業（団体）を決定し、業務を委託する。

6 応募資格

応募者は、次の全ての要件を満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案書等の提出の日において、千葉県物品等入札参加資格（委託）を有する者であること。
- (3) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等に基づく入札参加資格の停止を受けている日が含まれないこと。
- (4) 募集開始の日から審査完了の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けている日が含まれないこと。
- (5) 本業務委託の遂行に必要な旅行業法に定める旅行業の登録を有すること。
- (6) 対象地域に現地法人、支店等の拠点を有する又は連携相手等を持ち、本業務委託の遂行に必要な現地の関係団体とのネットワークを有する又は築くことができること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした者ではないこと。

7 応募に関する事項

(1) 説明会

次の日程により説明会を開催する。

ア 日時 令和6年7月31日(水)午後3時から

イ 場所 オンラインによる(ZOOM)

ウ 内容 本募集要領及び仕様書の説明及び質疑応答

エ 申込方法 参加を希望する場合は、令和6年7月30日(火)正午までに、電子メールで申込をすること。件名には、「令和6年度千葉県国際教育交流推進事業(台湾派遣)業務委託説明会参加」とし、本文には会社名、参加者名及び連絡先を記載すること。申込後、担当より電子メールにて会議のURL等を送付する。

申込先：千葉県教育庁企画管理部教育政策課政策室

「国際教育交流推進事業(台湾派遣)」担当宛

E-mail：kyseisaku2@mz.pref.chiba.lg.jp

オ 備考 説明会に出席しない場合でも応募できるものとする。

(2) 質問事項の受付

本件に関する質問については、下記のとおり受け付ける。ただし、応募の状況、審査委員名等に関する質問は受け付けない。

ア 受付期間 説明会終了後から8月7日(水)午後5時到着分まで

イ 受付方法 電子メールによる

ウ 送付先 千葉県教育庁 企画管理部教育政策課 政策室

「国際教育交流推進事業(台湾派遣)」担当宛

E-mail：kyseisaku2@mz.pref.chiba.lg.jp

電話番号：043-223-4177

件名は「令和6年度国際教育交流推進事業(台湾派遣)業務委託質問事項」とし、本文には会社名、担当者名及び連絡先を必ず記載すること。

エ 回答方法 質問事項を取りまとめ、8月16日(金)を目途にホームページに掲載する。

8 企画提案の応募方法及び提出書類等

(1) 応募方法

本業務委託の企画提案に参加しようとする者は、別紙「応募申請書」を以下に示す期限までに電子メールにより提出すること。

ア 提出期限 令和6年8月22日(木)午後5時(必着)

イ 提出先 千葉県教育庁企画管理部 教育政策課 政策室

「国際教育交流推進事業(台湾派遣)」担当宛

E-mail：kyseisaku2@mz.pref.chiba.lg.jp

(2) 提出書類

以下に示す提出書類一式を期限内に指定した方法で8部提出すること。

- ① 企画提案書（様式第1号）
- ② 企画提案説明書（A4版様式任意）

仕様書「(5) 委託内容」に対する提案及び下記 ア～ウ の内容を記載すること。

また、派遣期間中の行程全体の概要がわかる日程表を作成すること。

ア 再委託の予定

再委託を行う予定がある場合は、再委託の相手方ごとに、相手方名、再委託を行う業務内容、再委託の予定金額、再委託を行う理由を記載すること。

イ 業務に携わる運営体制

スタッフの人数、経験、役割、緊急時の対応等を記載すること。

ウ 参加者の安全・健康への配慮、危機管理について

- ③ 業務委託見積書（様式第2号）
- ④ 教職員の渡航・宿泊等に関する参考見積書（様式第3号）
- ⑤ 企業（団体）概要（様式第4号）

契約受注実績については、県教育委員会からの受注業務に限定しないこととし、概ね3年以内のもので3件以内とすること。ただし、コロナ禍により実績がない年がある場合は遡っても良い。

(3) 提出期限 令和6年8月28日（水）午後5時（必着）

提出書類一式8部を持参又は郵送 ※電子メール、FAXでの提出は不可

(4) 提出先 〒260-8662 千葉市中央区市場町1番1号 千葉県教育庁企画管理部教育政策課政策室 「国際教育交流推進事業（台湾派遣）」担当宛

9 審査・選定方法

(1) 企画提案審査会の実施

委託者が設置する企画提案審査会において、企画提案、プレゼンテーション及び質疑応答（以下「プレゼンテーション等」という。）による審査を行い、最も優れた提案者を受託業者候補者とする。ただし、企画提案書を提出したものが1者のみの場合でも審査を行うこととし、その結果、受託業者候補者として適当と認められないときは、非特定とすることがある。

プレゼンテーション等は、9月上旬に実施する。実施場所、日時等については、応募申請書の提出後、企画提案者に別途通知する。なお、応募多数の場合、企画提案審査会の前に事務局による書類選考を行う場合がある。

(2) 審査基準

審査にあたっては、おおむね以下の基準により総合的に評価する。

審査基準	観点
業務内容の理解	業務の目的、仕様書の内容を十分に理解した企画提案内容となっているか。
企画提案内容	期待する効果が得られる充実した行程が組まれているか。
	訪問する学校、交流プログラムは本事業の目的を効果的に達する提案となっているか。
	訪問する現地企業は、本事業の目的を効果的に達する提案となっているか。
	事前研修会の内容は、充実した内容となっているか。
危機管理	参加者の安全、健康の確保を十分に配慮しているか。
	現地の状況を踏まえた、事故等の未然防止対策や緊急時の連絡体制、現地でのサポート体制など、危機管理体制が確保されているか。
業務遂行能力	業務遂行可能な体制が整っているか。
	類似業務実績はあるか。また、それは業務遂行に活かすことが期待できるか。
経費の妥当性	所要経費、算定根拠が示されており、合理的な内容であるか。費用対効果に十分配慮した経費となっているか。

(3) 審査結果

審査結果は、応募者全員に電子メールにて通知する。

10 提案の無効に関する事項

次の一つに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 応募資格の無い者が提案したとき。
- (2) 所定の期限及び提出先に提案書を提出しないとき。
- (3) 企画提案審査会に参加できないとき。
- (4) 同一の企画提案募集に対して、2以上の提案をしたとき。
- (5) 同一の企画提案募集に対して、自己のほか他人の代理人を兼ねて提案したとき。
- (6) 業務委託見積書（様式2）、教職員の渡航・宿泊等に関する参考見積書（様式3）の金額に誤脱や判読し難い数字の記載がされているとき、又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (7) 提案に関連して談合等の不正行為があったとき。
- (8) 上に掲げるもののほか、提出書類の重大な記載不備等により、当課が無効であると判断したとき。

11 委託契約

9により審査した最も優れた提案企業を受託業者候補者とし、詳細な業務内容及び契約条件について協議、合意したのちに委託契約を締結する。

- (1) 契約期間 契約締結の日から令和7年1月31日（金）まで
- (2) 契約にあたっての主な留意事項

- ア 契約にあたっては、契約書を作成し、各1通を保有する。
- イ 提案された企画内容をそのまま受託するものではないこと。
- ウ 提案された企画内容を元に業務委託仕様書を作成し、契約するものとする。
(別添提案仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書の作成については受託者決定後、協議の上、県教育委員会が作成する。)
- エ 契約にあたっては、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納入すること。なお、契約保証金は免除する場合がある。
- オ 業務の全部または一部について、県の承諾なしに他者に再委託することはできない。

(3) 委託料の支払い

- ア 委託料の上限は、税込3,351千円とする。
- イ 対象経費は、事業の実施に直接必要となる経費とする。なお、備品等財産の取得に関わる経費は認めない。
- ウ 委託料の支払いは、全ての業務の履行後を原則とする。

12 注意事項

- (1) 企画提案に要する経費は全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類等について、必要に応じて企画提案者から聞き取りを行う。
- (4) 提出された書類等は千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)に基づき開示する場合がある。
- (5) 提出された書類等は必要に応じて複写することがある。
- (6) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。